

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 27 年度 第 2 回定例  
4 月 20 日（月）

静岡県教育委員会教育長職務代理者 加藤文夫は、

平成 27 年 4 月 20 日に教育委員会第 2 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 27 年 4 月 20 日（月） 開会 13 時 30 分  
閉会 15 時 10 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教育長職務代理者 加 藤 文 夫  
委 員 溝 口 紀 子  
委 員 齊 藤 行 雄  
委 員 興 直 孝  
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長  
水 元 敏 夫 教育監  
池 田 和 久 理事兼教育総務課長  
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長  
山 本 知 成 教育政策課長  
中 川 好 広 情報化推進室長  
平 松 明 子 人権教育推進室長  
長 澤 由 哉 財務課長  
杉 山 和 幸 福利課長  
林 剛 史 義務教育課長  
奥 村 篤 義務教育課人事監  
渋谷 浩 史 高校教育課長  
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長  
北 川 清 美 社会教育課長  
増 田 曜 子 文化財保護課長  
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長  
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長  
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長  
河原崎 全 中央図書館長  
杉 本 寿 久 総合教育センター所長  
中 村 かおり 教育総務課専門監

#### 4 その他

- (1) 第 2 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1～2 は了承された。

#### 【開 会】

教育長職務代理者： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

3 月 16 日、24 日の会議録は、各委員が事前に確認の上、承認しておりますので、朗読は省略します。

今回の会議録の署名は、私のほか、斉藤委員に願います。

【非公開の決議】

教育長職務代理者： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
第2号議案は人事案件であるため、報告事項2は監査結果が機関名  
非公表であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教育長職務代理者： それでは、公開案件から審議を始め、第2号議案及び報告事項2を  
非公開とする。

**報告事項1 平成27年度しずおか型コミュニティ・スクール推進事業**

教育長職務代理者： 報告事項1頁「報告事項1 平成27年度しずおか型コミュニティ・  
スクール推進事業」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教育長職務代理者： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： コミュニティ・スクールのディレクターの仕事について、人件費の財  
源等、職責と処遇という観点で説明を願う。

義務教育課長： コミュニティ・スクールディレクターの職責は、学校運営協議会を  
指定された学校には運営委員会のようなものが学校の中に設置されるこ  
ととなる。よって会の運営業務が公務上発生する。その業務を教頭先生  
や教務主任の先生が担っている。一方、学校の業務多忙化が指摘される  
中で、運営業務を学校の内容をよく分かっている方、かつ事務的な能力  
のある方を任用して、会議体の運営に関してお手伝いをしていただく方  
がコミュニティ・スクールディレクターである。処遇に関して先ほど日  
当の資料が出ていたが、数千円単位であったと思う。勤務は週3～4日  
で積算している。処遇としては非常勤職員である。

溝 口 委 員： 非常勤職員ということであるが、例えば退職者や経験者、地域に根ざ  
した方でないと担えないということであれば選考マニュアル、選考の  
仕方も大変ではないかと思うがどうか。

義務教育課長： 溝口委員御指摘のとおり学校の業務内容がわかる方となると、学校  
退職者や地域の方ということとなる。この事業は本年度から開始してお  
り、採用マニュアルは未整備である。現状そのような方たちが手伝っ  
ているという実情があるので、そのような方たちをコミュニティ・スク  
ールディレクターとして任用していく方向で検討中である。

溝 口 委 員： コミュニティ・スクールディレクターの任命者は誰になるのか。

義務教育課長： 市町の任命である。人件費は一部国庫充当となるが県の補助である。

溝 口 委 員： 各市町の教育長が決めるのではなく、首長が決めるのか。

義務教育課長： 任命権は教育委員会にあるので任命は教育長である。人件費等の予  
算は首長の権限である。

興 委 員： 26 年度 4 月に富士市立高等学校がコミュニティ・スクールを導入しているが静岡県も問題意識を持って強化していくべきである。今回資料にもあるとおり義務教育課主体の事業であるが、県としては県立学校に対するコミュニティ・スクール導入の可能性を見極めた上でそれらの成果を繋いでいく努力が必要である。これまでも県立学校にコミュニティ・スクール導入の可能性を検討するようお願いしたが、全県下の生徒が応募可能で、学区範囲が広域となるという理由で県立学校へ未導入である。県として県立学校に対する実践の可能性を見極めた上で、そこから学べるものを義務教育課程へ反映させていく努力が必要である。地域とともにある学校づくりの提言について、知事部局で知事のイニシアチブの下で進められたという事実がある。この中で県や市町コミュニティ・スクール導入促進の中で、県や市町からの支援に当たっては地域、学校種に係らずどの学校においても実施される環境を整備することが重要だと示しているが、果たしてどの学校でも実施される環境が整備されなければ、支援はされないのか。特色ある教育の取り組みを実践する学校から学べる成果はあるので、もっとオープンに支援していく努力は県教育委員会として必要である。コミュニティ・スクールの導入促進について十分な議論がされていない状況で、事業が進行していくことに拙速感がある。本日の資料にせずおか型コミュニティ・スクール推進事業イメージ図があるが、コミュニティ・スクール推進会議は重要であるので、早急に立ち上げて取り組むべきである。調査研究を実施し、モデル事業から上がってきた良い成果を静岡県下に情報として提供し、具体化を図っていくことが必要である。御前崎市、磐田市、富士市の取り組みにだけ着目するのではなく、コミュニティ・スクールディレクターの具体像を明確にすべきである。本日資料のイメージ図をタイムシーケンスで捉えていくべきである。25 年 4 月時点の全国高等学校のうち 9 校の県立学校あるいは公立学校がコミュニティ・スクールを導入している。北海道 1 校、千葉県 2 校、神奈川県横浜市 2 校、三重県 2 校、岡山市 1 校、高知県 1 校である。先進事例から、静岡県の高等学校に導入可能な取り組みを県教育委員会が検討するべきである。

教育長職務代理者： 市立高校へのコミュニティ・スクール導入について、市立高校は市の中にひとつしかないのも、校長や市長が代わると学校の雰囲気が変わり運営についてワンマンに陥り易い。閉塞性に対する担保で市立高校にはコミュニティ・スクールが重要な位置づけとなる。公立高校の 9 校というのは必ずしも多くないので、必要性がないのではないかと思うのである。農業高校、商業高校、工業高校は卒業し地元で就職するのでコミュニティとの繋がりが必要であるが、東京の大学、関西の大学、全国の大学へ進学者を輩出する公立高校において、その地域性というのがどういふところにあるのか見出し難い。

溝 口 委 員： 浜松西や清水南は中高一貫であり県立中学校であるので、県立学校で導入するコミュニティ・スクールのモデル事業として実施できるのではないかと。高校へ発展していくということで県立中高一環校をモデル事業として次年度以降の導入を検討するべきである。

教育長職務代理者： その場合は部活動に焦点を当てるべきである。部活動の中で地域の人材を活用して部活動を活性化すべきである。義務教育課だと義務教育に集中する。県全体として捉え枠を広げて議論するべきである。

興 委 員： 高等学校は学区に広域性がありコミュニティ・スクールの概念に合わないということで、義務教育課主軸で対応しているのである。加藤委員も指摘のとおり、勉強会で部活動の問題もあがっているが、それだけでなく高大連携で特色ある静岡県の教育、通常の学業体制でなく職業訓練、職業分野における特色ある教育をせずおか型として導入してみてもという意見もあるのである。最初から部活動に限定せず、自由に議論し可能性を見極めるべきである。従来コミュニティ・スクールではなく評議員制度で、学校長のマネジメントの下で評議員の方が学校の計画に参画する制度である。コミュニティ・スクールの発令主体は教育委員会であり学校長以下は発令の主体ではないので、コミュニティ・スクールには計画に対して教育委員会の承認を得なければならないという規定である。構成員であるコミュニティ・スクールの委員は責任を負担できる人が任命されるので、学校長もコミュニティ・スクールの委員に責任を分掌してもらうことでコミュニティ・スクールが成り立つのである。しかし法的にはそうはなっていないのである。法律に基づき教育委員会が別途規程を定めることはできるが、法律を超えて教育委員会が決めることは困難であるので地教行法の改正も含め国において議論してもらうべきである。

教 育 監： 昨年度、御前崎市を訪問した時、教育長から高校との関係について話があったが、御前崎市は設置者の問題、権限の問題があるが、具体的には池新田高校との協力体制、さらには幼小中高の一環ということで研究を進めているところである。コミュニティ・スクールも含め多くの情報、あるいは今後の進め方について検討する。

教育長職務代理者： 浜松北高校に学校訪問した際に感じたことであるが、伝統校はコミュニティ・スクール以前に同窓会が強いと感じた。沼津東高校も同窓会が強かったが、お金を出す、いろいろな形で寄付もする。進学校なので学校に対し大学合格実績に責任を持たせるかたちである。それがいいのか、コミュニティ・スクールの形でやるのがいいのか、様々な方法があるが、すでにOBを含めた同窓会が学校経営に対して強い発言権を持っているという現実があるので、高校は高校として計画するべきである。

溝口委員： 静岡県独特の同窓会のあり方がある。違った人を学校へ入れてみることで風穴を開けることができるのではないか。部活動はOB会の要望で優秀なコーチの招聘とか実際ある。そういうことからコミュニティ・スクールをネガティブにとらえるのではなく、コーディネーター次第で学校の雰囲気を変えることはできる。

教育長職務代理者： 渋谷高校教育課長に高校にふさわしいコミュニティ・スクールのあり方、あるいは同窓会の組織を活用する方法等の意見を集約することを願う。

興委員： 平成27年度モデル事業の調査・連携・啓発という目標があるので、これを時間経過、手順としてどのように成果を繋いでいくのかということやうまく入れ込むべきである。普遍性が無いから採択されない、支援が無いということになってはいけないので、検討していくべきである。たしかに浜松北高校や静岡高校のように同窓会が強いという状況もあるが、それがゆえに学校長が思うような学校経営ができないとしたらむしろ弊害である。溝口委員指摘のとおり、風穴をあけるとするのは良い意味での新しい学校のあり方を打ち出す可能性も出てくるので、高等学校の成果を義務教育にどう反映できるかという視点から考えて、教育監や教育次長で総括して全体の問題として取り組むべきである。

教育長職務代理者： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

教育長職務代理者： 報告事項1を了承した

【会議の非公開】

教育長職務代理者： ここで会議を非公開とする。

## **<非>第2号議案 静岡県就学支援委員会委員の委嘱及び任命**

※非公開

## **<非>報告事項2 監査指摘事項に関する報告**

※非公開

【閉会】

教育長職務代理者： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成27年度第2回教育委員会定例会を閉会とする。